

明治学院大学大学院要覧 2025(別冊)

～博士学位(論文博士)の申請について～

明治学院大学大学院

<目次>

博士学位論文「論文博士」	2
文学研究科英文学専攻博士学位(論文博士)申請論文審査に関する内規	4
文学研究科フランス文学専攻博士学位(論文博士)申請論文審査に関する内規	4
文学研究科芸術学専攻博士学位(論文博士)申請論文審査に関する内規	5
経済学研究科博士学位(論文博士)申請論文審査に関する内規	5
経済学研究科学位授与基準	6
社会学研究科博士学位(課程博士・論文博士)申請論文審査に関する内規	6
法学研究科博士学位(論文博士)申請論文審査に関する内規	9
国際学研究科博士学位(論文博士)申請論文審査に関する内規	10
心理学研究科博士学位(論文博士)申請論文審査に関する内規	10
明治学院大学学位規程	11

博士学位論文「論文博士」

論文博士(乙号)の学位を申請する場合は、学位規程および各専攻の論文審査に関する内規を熟読の上、申請してください。

申請の前には必ず大学院事務室に連絡のうえ、手続きの詳細を確認してください。

〈明治学院大学学位規程抜粋〉

(博士の学位授与の要件)

第8条 博士の学位は、大学院の博士課程を修了した者に授与するものとする。

2 前項に定める者のほか、博士の学位は、本学の定めるところにより、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与することができる。

(課程による者の博士学位申請論文の提出)

第9条 本学大学院において、所定の課程を終えて、博士の学位を受けようとする者は、論文審査願に論文目録、論文要旨および履歴書各1通を添え、当該研究科を経て、学長に提出するものとする。学位論文は1編とし、3通を提出しなければならない。

(課程を経ない者の博士学位申請論文の提出および審査手数料)

第10条 第8条第2項により博士の学位を請求しようとする者は、前条第1項に掲げる書類のほかに所定の学位申請書および審査手数料を添え、関係研究科を経て、学長に提出しなければならない。

2 本学大学院の博士課程を最短修業年限以上在学して所定の単位を修得または必要な研究指導を受けたのみで退学した者が、再入学せず論文を提出しようとするときは、前項の規定によるものとする。ただし、退学したときから5年以内に提出する場合にかぎり、審査手数料を免除する。

3 前各項に基づく博士学位を申請する者に対する審査手数料は次の各号による。

- (1) 本学の大学院博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得または必要な研究指導を受け退学した者が退学後5年を経て論文を提出する場合
100,000円
- (2) 本学の大学院博士後期課程を経ない者が論文を提出する場合
200,000円
- (3) 本学の専任教職員が論文を提出する場合
100,000円

4 既納の審査手数料は、返還しない。

〈博士学位申請および博士論文提出について〉

1. 提出書類

本学学位規程第10条によって、博士学位論文を提出する場合は次の書類を当該研究科を経て学長に提出しなければならない。

1. 博士論文審査願……………様式4-2
2. 学位申請書……………様式5または様式5-2
3. 博士論文目録……………様式6
4. 学位論文……………3部
5. 論文要旨(日本語・英語)…各3部
6. 履歴書……………様式7
7. 住民票またはパスポートのコピー
8. 最終学歴の修了証明書または在学期間証明書(満期退学証明書)
9. 審査料

2. 論文および論文要旨の作成様式

a. 和文で作成する場合

1. 文書作成ソフトを用いて作成すること。
2. 用紙は A4判を使用し、用紙左側に3cmの余白をあける。
3. 横書きとし40字×40行とする(ただし芸術学専攻は縦書きも認める)(ただし経済学専攻と経営学専攻は40字×25行)。

b. 外国語で作成する場合

(英文学専攻、芸術学専攻、経済学専攻、経営学専攻、法律学専攻、国際学専攻、心理学専攻：英語)

1. 文書作成ソフト等を用いて作成すること。
2. 用紙は A4判を使用する。
3. フォントは Times New Roman でサイズは 12 ポイントとし、行数は1ページ 25 行の設定とする。天4cm、左3cm、右2cmの余白を取る。

(フランス文学専攻：フランス語)

1. 文書作成ソフト等を用いて作成すること。
2. 用紙は A4判を使用する。
3. 1ページ 25 行程度で、天4cm、左3cm、右2cmの余白を取る。

c. 作成部数と表紙、表題紙の要領

1. 論文

原本1、副本2の計3部(副本は複写可)論文原本、副本の表紙は、黒の厚表紙(綴込表紙、2穴)を使用したひも綴じ製本とし、以下の様式とする。

表紙：黒の厚表紙に貼る		表題紙：一番上に綴じる
○○○○○○○ ——○○○○○○○——	← 和文題目 →	○○○○○○○ ——○○○○○○○——
.....	← 英文題目 →	
明治学院大学大学院()研究科 Graduate School of () Meiji Gakuin University		明治学院大学大学院 研究科提出 博士論文
20 年 月 ____, 20 ____		A Dissertation Presented to Graduate School of _____, Meiji Gakuin university, for the Degree of Doctor of _____
○○○○ ——	← 氏名 →	○○○○
	← ローマ字 →	——
		論文指導教員 _____ 教授 ^{※1} Approved by Professor ^{※1} _____

※1 教員の職位に応じて記入

教 授 Professor

准 教 授 Associate Professor

専任講師 Junior Associate Professor

2. 論文要旨

日本語と英語(フランス文学専攻は日本語とフランス語)で作成し、それぞれ原本1、副本2の計3部(副本は複写可)とする。

日本語の論文要旨の字数は8,000字以内とする(英語・フランス語の字数は特に定めない)。論文要旨の表紙は、論文表紙の題目(日本語)欄の下に「論文要旨」と明記したものとする。

文学研究科英文学専攻博士学位(論文博士) 申請論文審査に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、明治学院大学大学院学則および明治学院大学学位規程に基づき、博士の学位(論文博士)を授与するにあたり、学位論文審査について必要な事項を定めることを目的とする。

(論文博士学位論文の提出資格要件)

第2条 論文博士学位論文を申請しようとする者は、英文学専攻教員1名(この教員が申請者の担当指導教員となる)の推薦のもとに英文学専攻会議で承認を得なければならない。ただし、本専攻博士後期課程を経ている者については、専門領域に関して発表された論文を3編以上有していること。また本専攻博士後期課程を経していない者については、本専攻博士後期課程を経た者と同等以上の学力と識見があり、専門領域における研究者としてふさわしい研究業績を有していること。

(論文計画書の提出)

第3条 学位論文提出予定者は、論文計画書(書式自由)を英文学専攻会議に提出し承認を得なければならない。

(学位論文提出期限)

第4条 学位論文提出期限は特に定めない。

(論文原稿提出および予備審査)

第5条 論文計画書の承認を受けた者は、提出予定の完成原稿(英語)3部および論文要旨(英語と日本語)3部を担当指導教員に提出し、予備審査委員による審査を受けなければならない。予備審査委員の判断に基づき英文学専攻会議で承認された場合のみ、学位論文を最終的に提出できる。予備審査委員は担当指導教員が中心となって構成され、英文学専攻会議の承認を受けなければならない。予備審査委員の人数は任意とする。

(論文の作成様式)

第6条 学位論文の執筆言語は英語とする。その他の規定については、『明治学院大学大学院要覧』『博士学位論文』の当該箇所を参照するものとする。

(論文計画書以外の必要書類提出)

第7条 論文計画書以外の必要書類を提出するにあたっては、『明治学院大学大学院要覧』『博士学位論文』の「論文博士」の当該箇所を参照するものとする。

(審査期間)

第8条 論文提出後、1年以内に審査を終了しなければならない。

(審査員の選出および審査報告)

第9条 専門審査委員は、学位論文が最終的に提出され学長より審査付託を受けたのち、英文学専攻会議において選出され、直ちに文学研究科委員会において承認されることを要する。専門審査委員は、主査1名および副査2名の3名で構成する。審査は口述試験を行ったのち専門審査委員が、その結果を、英文学専攻会議を経て文学研究科委員会へ文書をもって報告しなければならない。

(学位審査基準)

第10条 学位論文審査基準については、以下の7項目を定める。

- (1) 研究テーマ及び問題設定が明確であり、高度な学術的な意義を有していること。
- (2) 構成が妥当であり、その論旨が明解であること。
- (3) 適切な研究方法によって、先行研究・データ・例文・資料等を的確に収集・処理し、分析・精査していること。
- (4) 研究領域における新しい学問的知見や先行研究に対する独自の見解を含んでいること。
- (5) 論文における文章表現力、および質疑に対する口頭での発表能力が十分であること。
- (6) 研究倫理を順守していること。(明治学院大学研究倫理基準参照)
- (7) 学位論文としての形式を備えていること。

(学位授与の議決)

第11条 学位授与の議決は、英文学専攻の学位論文審査報告に基づき、文学研究科委員会においてなされる。

(準用)

第12条 この内規に定めのない事項については、明治学院大学大

学院学則および明治学院大学学位規程による。

(改廃)

第13条 この内規の改廃は、研究科委員会および大学院委員会の議を経て、大学評議会の承認を得るものとする。

付則

1 この内規は、2016年6月24日から施行する。

文学研究科フランス文学専攻博士学位(論文博士) 申請論文審査に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、明治学院大学大学院学則および明治学院大学学位規程に基づき、博士の学位(論文博士)を授与するにあたり、学位論文審査について必要な事項を定めることを目的とする。

(論文博士学位論文の提出資格要件)

第2条 論文博士学位論文を申請しようとする者は、フランス文学専攻教員1名(この教員が申請者の担当指導教員となる)の推薦のもとにフランス文学専攻会議で承認を得なければならない。ただし、本専攻博士後期課程を経ている者については、専門領域に関して発表された論文を3編以上有していること。また本専攻博士後期課程を経っていない者については、本専攻博士後期課程を経た者と同等以上の学力と識見があり、専門領域における研究者としてふさわしい研究業績を有していること。

(論文計画書の提出)

第3条 学位論文提出予定者は、論文計画書(書式自由)をフランス文学専攻会議に提出し承認を得なければならない。

(学位論文提出期限)

第4条 学位論文提出期限は特に定めない。

(論文原稿提出および予備審査)

第5条 論文計画書の承認を受けた者は、提出予定の原稿(日本語またはフランス語)3部および論文要旨(フランス語と日本語)3部を担当指導教員に提出し、予備審査委員による審査を受けなければならない。予備審査委員の判断に基づきフランス文学専攻会議で承認された場合のみ、学位論文を最終的に提出できる。予備審査委員は担当指導教員が中心となって構成され、フランス文学専攻会議の承認を受けなければならない。予備審査委員の人数は任意とする。

(論文の作成様式)

第6条 学位論文の執筆言語は日本語またはフランス語とする。その他の規程については、『明治学院大学大学院要覧』『博士学位論文』の当該箇所を参照するものとする。

(論文計画書以外の必要書類提出)

第7条 『明治学院大学大学院要覧』『博士学位論文』の「論文博士」の当該箇所を参照するものとする。

(審査期間)

第8条 論文提出後、1年以内に審査を終了しなければならない。

(審査員の選出および審査報告)

第9条 専門審査委員は、学位論文が最終的に提出され学長より審査付託を受けたのち、フランス文学専攻会議において選出され、直ちに文学研究科委員会において承認されることを要する。専門審査委員は、主査1名および副査2名の3名で構成する。審査は口述試験を行ったのち専門審査委員が、その結果を、フランス文学専攻会議を経て文学研究科委員会へ文書をもって報告しなければならない。

(学位審査基準)

第10条 学位論文審査基準については、以下の7項目を定める。

- (1) 研究テーマ及び問題設定が明確であり、高度な学術的な意義を有していること。
- (2) 構成が妥当であり、その論旨が明解であること。
- (3) 適切な研究方法によって、先行研究・関連資料・各種データ等を的確に収集・処理し、分析・精査していること。
- (4) 当該研究領域における新しい学問的知見や先行研究に対する独自の見解を含んでいること。
- (5) 論文における文章表現力、および質疑に対する口頭での発表能力が十分であること。

- (6) 研究倫理を順守していること。(明治学院大学研究倫理基準参照)
 - (7) 学位論文としての形式を備えていること。
- (学位授与の議決)
- 第11条 学位授与の議決は、フランス文学専攻の学位論文審査報告に基づき、文学研究科委員会においてなされる。
- (準用)
- 第12条 この内規に定めのない事項については、明治学院大学大学院学則および明治学院大学学位規程による。
- (改廃)
- 第13条 この内規の改廃は、研究科委員会および大学院委員会の議を経て、大学評議会の承認を得るものとする。
- 付則
- 1 この内規は、2016年6月24日から施行する。

文学研究科芸術学専攻博士学位(論文博士)申請論文審査に関する内規

- (目的)
- 第1条 この内規は、明治学院大学大学院学則および明治学院大学学位規程に基づき、博士の学位(論文博士)を授与するにあたり、学位論文審査について必要な事項を定めることを目的とする。(論文博士学位論文の提出資格要件)
- 第2条 論文博士学位論文を申請しようとする者は、芸術学専攻教授1名の推薦のもとに、芸術学専攻会議で承認を得なければならない。なお、提出資格に関しては、『明治学院大学大学院要覧』「提出資格」に従う。ただし、査読者の2名以上いる学会誌・学術誌に単著論文2編以上が掲載済み(掲載が確約されている場合も含む)であるか、またはそれに相当する研究業績のある者でなければならない。
- (論文計画書の提出)
- 第3条 学位論文提出予定者は、論文計画書(書式自由)を芸術学専攻会議に提出し、芸術学専攻会議で承認を得なければならない。
- (学位論文提出期限)
- 第4条 学位論文提出期限は特に定めない。
- (論文原稿提出および予備審査)
- 第5条 論文計画書の承認を受けた者は、提出予定の完成原稿(日本語または英語)3部および論文要旨(日本語と英語)3部を提出し、推薦を行った教授を委員長として組織する予備審査委員会による審査を受けなければならない。同委員会の判断に基づき芸術学専攻会議で承認された場合のみ、学位論文の正式な提出が可能となる。論文の正式な提出に際し、第9条において規定する専門審査委員会は、提出部数の追加を求める場合がある。(論文の作成様式)
- 第6条 学位論文の執筆言語は日本語または英語とする。その他の規定については、『明治学院大学大学院要覧』「博士学位論文」の当該箇所を参照するものとする。
- (論文計画書以外の必要書類提出)
- 第7条 論文計画書以外の必要書類を提出するにあたっては、『明治学院大学大学院要覧』「博士学位論文」の「論文博士」の当該箇所を参照するものとする。
- (審査期間)
- 第8条 論文提出後、1年以内に審査を終了しなければならない。
- (審査委員の選出および審査委員会の構成)
- 第9条 学位論文が提出され学長より審査付託を受けたのち、芸術学専攻会議は、専門審査委員会を組織する。同委員会は、主査1名および副査2名以上で構成する。委員会の構成は、直ちに文学研究科委員会において承認されることを要する。
- (学位審査基準)
- 第10条 学位論文審査基準については、以下の7項目を定める。
- (1) 研究テーマおよび問題設定が明確であり、高度の専門性と学術的意義を有していること。
 - (2) 構成が妥当であり、その論旨が明解であること。
 - (3) 適切な研究方法によって、作品・関連資料・先行研究等を

- 的確に分析・精査・考察していること。
 - (4) 当該研究領域における新しい学問的知見や先行研究に対する独自の見解を含んでいること。
 - (5) 論文における文章表現力、および質疑に対する口頭での発表能力が充分であること。
 - (6) 研究倫理を順守していること。(明治学院大学研究倫理基準参照)
 - (7) 学位論文としての形式を備えていること。
- (審査結果の報告)
- 第11条 専門審査委員会は、論文の審査および口述試験を経たのち、その結果を、芸術学専攻会議を経て文学研究科委員会へ文書をもって報告しなければならない。
- (学位授与の議決)
- 第12条 学位授与の議決は、専門審査委員会の学位論文審査報告に基づき、文学研究科委員会においてなされる。
- (準用)
- 第13条 この内規に定めのない事項については、明治学院大学大学院学則および明治学院大学学位規程による。
- (改廃)
- 第14条 この内規の改廃は、研究科委員会および大学院委員会の議を経て、大学評議会の承認を得るものとする。
- 付則
- 1 この内規は、2016年6月24日から施行する。

経済学研究科博士学位(論文博士)申請論文審査に関する内規

- (目的)
- 第1条 この内規は、明治学院大学大学院学則および明治学院大学学位規程に基づき、博士の学位を有する者と同等以上の学力がある者が学位申請論文を提出し、これに学位を授与するにあたり、必要事項を定めることを目的とする。
- (論文博士論文の性格)
- 第2条 博士(論文博士)は、長年にわたる研究の集大成か、あるいは専門研究者として相応しい研究成果を著した者に対して授与するものとする。
- (論文博士学位論文の提出資格要件)
- 第3条 学位(申請)論文は、学術書もしくは学術書を構成するに足る論文とする。但し、レフェリー付き掲載論文1編、又はそれに準ずる公刊論文1編を含むものとする。
- (学位論文提出期限)
- 第4条 学位論文の提出期限は、その提出予定者の選択により、6月末日または10月末日のいずれかとする。
- (審査の手続き・審査期間・審査委員の選出)
- 第5条 審査の手続きに関しては、以下の6項目を定める。
- (1) 学位請求論文を提出しようとする者は、明治学院大学学位規程および明治学院大学研究倫理基準に基づき、提出期限の半年前までに「主査を希望する教授」の同意の上で、「博士論文計画書」を経済学研究科委員長に対して提出しなければならない。
 - (2) 論文計画書の提出があったときは、研究科委員長はすみやかに当該専攻主任に報告し、研究科委員会を経て、承認されなければならない。
 - (3) 単位取得満期退学者であって博士(後期)課程入学後6年を超える者が再入学せずに論文を提出する場合には、原則として在籍時の指導教授の推薦を必要とする(形式自由)が、推薦を得られない場合(例:疾病、海外在住、退職等々)、該当事情を勘案し、研究科委員会において審議する。
 - (4) 6月末日提出の論文については12月末日までに、10月末日提出の論文については翌年4月末日までに審査を終了しなければならない。
 - (5) 審査委員は、経済学研究科所属の教授3名で構成する。ただし、必要に応じて増員し、経済学研究科所属の教授以外の者(他の大学院または研究所等の教員等を含む)に委嘱

することができる。審査委員の中には「主査を希望する教授」を含むものとする。審査委員は、当該専攻会議を経て研究科委員会において選出される。この議を経て、審査委員会が構成される。

- (6) 審査委員会は、学位申請論文の審査、および口述試験を行い、その結果を文書をもって研究科委員会に報告する。

(学位授与の議決)

第6条 学位授与の議決は、6月末日提出の論文については翌年の1月に開催される当該専攻会議の議決を経て経済学研究科委員会において、10月末日提出の論文については翌年5月に開催される当該専攻会議の議決を経て経済学研究科委員会において行うことを原則とする。

(準用)

第7条 この内規に定めのない事項に関しては、明治学院大学学位規程に基づき、研究科委員会において審議する。

(規程の改廃)

第8条 この内規の改廃は、研究科委員会および大学院委員会の議を経て、大学評議会の承認を得るものとする。

付則

- 1 この内規は、「学位請求論文(論文博士)審査に関わる内規」(2010年4月1日施行)を条文形式に改めたものである。
- 2 この内規は、2016年6月24日から施行する。
- 3 この内規は、2020年4月1日から施行する。(第5条 審査の手続き・審査期間・審査委員の選出の変更)

経済学研究科学位授与基準

本研究科における学位(「修士」、「課程博士」、「論文博士」)を取得する為には、以下の要件を満たさなくてはならない。

(「修士」「課程博士」中略)

3論文博士

(1)課程によらないで学位の授与を申請する者による学位申請基準は、原則として課程博士申請論文基準に準じるものとする。

(2)学位審査基準もまた、原則として課程博士申請論文基準に準じるが、学位審査にあたって、学位申請者は1ヶ国語の外国語試験を受け、合格しなければならない。1ヶ国語の外国語試験科目は、学位申請者の希望及び博士論文に係る研究分野を参照して、その都度、研究科委員会が決定する。ただし、外国語の試験は、該当外国語の翻訳、文献照会等の業績に関する試問を持って代えることができる。

(審査基準)

審査は、提出された論文が博士の学位を授与するにふさわしいものか否かを、以下の基準に則って事前に審査し、「可否」を判断する。

ア 研究テーマの適切性

研究テーマの設定が学術的・社会的意義および貢献が明確に意識され、申請された学位に対して妥当であり、論文作成に当たっての問題意識が明確であるか。

イ 研究テーマに関する先行研究や関連研究に関する理解の適切性

研究テーマに関する先行研究や関連研究を調査し、いかなる点が論点になっているのかを的確に把握しているか。

ウ 研究結果・結論に至る論証の適切性

研究テーマに沿って問題が適切に設定され、それにふさわしい研究方法が選択され具体的かつ的確な分析・考察がなされているか、資料・データの取り扱いや分析結果の解釈は妥当か、結論に至るまで内容的に首尾一貫した論述が展開されているか、更に明確に結論が導出されているか。

エ 研究内容の独自性

当該研究領域の理論的・実証的見地から見て、論文が注目すべき独自の価値が認められ、学会への貢献が果たされているか。

オ 論文の形式・体裁の適切性

論文の分量や記述(本文、図表、引用、参考文献など)が充分かつ適切であり、学術論文として本論の構成が首尾一貫しているか。

カ 知識の適切性

当該研究分野に関する最先端の知識、および関連する研究分野の基礎的知識を有するか。

キ 特記事項

その他、特記に値する事項があるか。特記事項をコメントする。

(3)学位申請論文が①書籍、②掲載論文、および③共著論文のいずれかを含む場合には、学位申請に対して、学位申請者の責任で以下の手続きを経なければならない。

ア 書籍申請の場合、予備審査後の修正要求に基づく改定により出版社との調整が必要になっても、本研究科委員会は関知しない。

イ 学位申請論文に収録されている論文が既に雑誌等に掲載されている場合、当該雑誌発行の学会または出版社から収録許可を得、それを証明する承諾書を添付しなければならない。

ウ 共著論文申請の場合、共著者の同意書を添付しなければならない。同時に、「共著論文本体」および申請者が分担執筆した箇所を基にした論文を新たに執筆し、提出しなければならない。

(4)学位審査は、審査委員会(主査1名および副査2名以上で構成)の立会いの下、公開形式(大学院構成員が参加可能)で審査を受ける必要がある。

(5)研究科委員会の「可否判定会議」で合格すること。ただし、「学位授与」および「審査報告書」は以下の通りとする。

(学位授与)

審査委員会は、審査後直ちに研究科委員長に「審査報告書」を提出する。研究科委員長は当該専攻主任に専攻会議の開催を要請し、専攻主任は専攻会議での審議・承認を経て、審議結果を研究科委員長に報告する。その後、研究科委員長は、研究科委員会を開催し、先の「審査報告書」に基づき、研究科委員会(研究科委員会の構成員数3分の2以上の出席者数により成立)は学位授与の可否を出席者数の3分の2以上の賛成により決定する。そして、研究科委員長は、学長に報告、学長が学位を授与する。

(審査報告書)

「審査報告書」は、研究科委員長宛で作成・提出するが、その際、主査および副査のサイン・押印と共に、論文の講評を掲載する必要がある。様式は特に定めないが、過去の「審査報告書」を参考にして作成することが望ましい。

附則

- 1 この内規は2009年11月1日より施行する。
- 2 2009年度については、本内規の運用を弾力的に行うことができる。
- 3 この内規は2010年4月1日より施行する。
- 4 2016年4月1日一部訂正(付則1、2、3訂正)
- 5 2020年4月1日一部訂正(2課程博士(5)・(7)、3論文博士(4)・(5))
- 6 2022年4月1日一部訂正(2課程博士(7)、3論文博士(2)・(5))

社会学研究科博士学位(課程博士・論文博士)申請論文審査に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、明治学院大学学位規程(以下「学位規程」という)に基づき、博士学位申請論文を審査する際の社会学研究科(以下、本研究科という)における手続きおよび審査基準について定める。

(博士学位の性格)

第2条 博士の学位は、専門研究者として相応しい研究成果に対して授与するものとする。

論文博士は、博士後期課程修了者と同等以上の学力および識見があり、かつ社会学／社会福祉学領域における研究者として相応しい研究成果を有し、博士学位申請論文(論文博士)の審査に合格したのに対して授与する。

(博士学位申請論文の提出資格要件)

第3条 博士学位申請論文の提出資格要件は以下のとおりとする。

(1) 課程博士

博士学位申請論文(以下、博士論文とする)を提出できる者は、以下の二つのうち、いずれかの要件を満たす者とする。

ア 論文提出年度において、博士後期課程に入学後3年以上(3年次目を含む)在学し、かつ必要単位を修得または修得見込みの者で、入学後の在学期間が6年以内の在学中の者。

イ 論文提出年度において、博士後期課程入学後3年以上在学し、必要単位を修得または旧規定(学則)において必要な研究指導を受けたのみで退学した者で、論文提出年度において在学(再入学)し、入学後の在学期間が6年以内の者。ただし、再入学して必要単位を修得見込みの者を含む。

(2) 論文博士

論文を提出できる者は、本研究科において博士の学位の取得を希望する者とする。ただし、論文審査の段階で、「明治学院大学学位規程」第8条の2および第12条に従い、大学院博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認を行う。

(博士学位申請論文の提出要件)

第3条の2 博士学位申請論文の提出にかかわる基準は、各専攻で定める。

[社会学専攻]

(1) 課程博士

論文提出時までに、2名以上の査読者のいる学会誌(日本学術会議に登録されている学協会等が発行する学術誌あるいは社会学専攻会議が認めた学術誌)に単著論文2編以上(共著論文の場合には筆頭著者であること)が掲載済みであるか、または掲載が確約されている者(掲載決定証明書類を提出すること)。

なお2編のうち1編は明治学院大学社会学研究科発行の「社会学専攻紀要」の論文でもよい。

(2) 論文博士

ア 論文審査の段階で、「明治学院大学学位規程」第8条の2および第12条に従い、大学院博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認を行う。

イ 2名以上の査読者のいる学会誌(日本学術会議に登録されている学協会等が発行する学術誌あるいは社会学専攻会議が認めた学術誌)に単著論文2編以上(共著論文の場合には筆頭著者であること)が掲載済みであるか、または掲載が確約されている者(掲載決定証明書類を提出すること)。

[社会福祉学専攻]

(1) 課程博士

論文提出時までに、2名以上の査読者のいる学会誌・学術誌に提出論文に関連する単著論文1編以上(共著論文の場合には筆頭著者であるものを認めることがある)が掲載済みであるか、または掲載が確約されている者(掲載決定証明書類を提出すること)。

(2) 論文博士

論文提出時までに、2名以上の査読者のいる学会誌(学協会等が発行する学術誌)に提出論文に関連する単著論文2編以上(共著論文の場合には筆頭著者であること)が掲載済みであるか、または掲載が確約されている者(掲載決定証明書類を提出すること)。

(3) 課程博士・論文博士とも、上記に定める以外の文献を論文提

出の要件として、社会福祉学専攻会議の議を経て、認めることがある。

(博士論文の提出準備)

第4条 博士論文の提出準備については以下のとおりとする。

(1) 課程博士

ア 本内規第3条(1)アの資格要件によって論文を提出しようとする者は、論文提出予定年度の前年度10月末日(社会学専攻においては6月に提出する場合、社会福祉学専攻においては5月に提出する場合)または当該年度4月末日(社会学専攻においては10月に提出する場合、社会福祉学専攻においては9月に提出する場合)までに、以下の書類を、社会学研究科委員長(以下「研究科委員長」という)に提出するものとする。

(ア) 指導教員の「博士論文提出承諾書」(以下「承諾書」という)書式任意とするが、指導経過の概要・推薦事由・申請承諾を含むものとする。

(イ)「博士学位論文計画書」(以下「計画書」という)

書式は任意とするが、本条第2項に定める論文の提出期限を明記し、テーマ・内容・方法等を5000～8000字程度でまとめたもの。

(ウ) 履歴書(書式任意)

(エ) 博士論文提出資格審査申請書(書式任意)

イ 本内規第3条(1)イの資格要件によって論文を提出しようとする者は、再入学する前年度の10月末日までに、以下の書類を、研究科委員長宛てに提出するものとする。

(ア) 在職する前指導教授の承諾書(書式等前号に同じ) ただし、退職等の事由により、前指導教授の承諾書が得られない場合は、その旨の理由書(計画書提出者による任意の書式)の添付をもって替えることができる。

(イ) 計画書(書式等前号に同じ)

(ウ) 履歴書(書式任意)

(エ) 博士論文提出資格審査申請書(書式任意)

ウ 研究科委員長は、本項アにより計画書等の提出があったときは、社会学研究科委員会(以下「研究科委員会」という)にその旨を報告し、本項イにより計画書の提出があった時は、計画書提出者の再入学および計画書等について研究科委員会に諮り、いずれの場合も承認を得なければならない。

(2) 論文博士

論文博士の審査申請手続きは、各専攻で定める。

[社会学専攻]

学位申請論文(論文博士)を提出しようとする者は、提出日の半年前までに「博士論文計画書」を社会学研究科委員長に提出しなければならない。社会学研究科委員長からその報告を受けて、社会学専攻主任は、提出後3ヶ月以内に社会学専攻会議において、当該論文の審査申請を受け付けることについて審議しなければならない。なお、社会学専攻に、提出される論文の研究分野に通じ、論文の審査が可能な3人以上の専任教員がいることが予備審査委員会設置の条件となる。

[社会福祉学専攻]

ア 学位申請論文(論文博士)を提出しようとする者は、主査を希望する教授の同意の上で、提出日の半年前までに「博士論文計画書」を社会学研究科委員長に提出しなければならない。

イ 博士論文計画書の提出があったときは、社会学研究科委員長はすみやかに社会福祉学専攻主任に報告しなければならない。

ウ 上記報告を受けて、社会福祉学専攻主任は、社会福祉学専攻会議において、当該論文の審査申請を受け付けることについて審議しなければならない。なお、社会福祉学専攻に、提出される論文の研究分野に通じ、論文の審査が可能な3人以上の専任教員がいることが承認の条件となる。

エ 社会福祉学専攻主任は、社会福祉学専攻会議での審議結果を社会学研究科委員会に報告し、当該論文の審査申請を受け付

けることについて、社会学研究科委員会で承認を得なければならない。

(博士論文の提出)

第5条 博士論文の提出は以下によるものとする。

(1) 課程博士

ア あらかじめ提出した計画書に明記された期限に論文を提出しようとする時は、以下の書類を研究科委員長宛に提出するものとする。

(ア) 博士論文審査願(大学院所定の用紙) 1通

(イ) 論文目録(大学院所定の用紙) 1通

(ウ) 論文(仮製本) 3通

(エ) 論文要旨(邦文8000字程度、英文500語程度) 3通

(オ) 履歴書(大学院所定の書式) 3通

(カ) 研究業績目録(大学院所定の書式) 3通

(キ) 博士論文提出記録(大学院所定の用紙) 1通

(ク) 大学院博士後期課程修了予定記録(大学院所定の用紙) 1通

イ 論文の提出期限は、各専攻で定める。

[社会学専攻] 毎年度、6月末日または10月末日のいずれかとする。

[社会学専攻] 毎年度、5月末日または9月末日のいずれかとする。

(2) 論文博士

以下の書類に、審査料を添えて、研究科委員長宛に提出するものとする。

ア 博士論文審査願(大学院所定の用紙) 1通

イ 学位申請書(大学院所定の用紙) 1通

ウ 論文目録(大学院所定の用紙) 1通

エ 論文(仮製本) 3通

オ 論文要旨(邦文8000字程度、英文500語程度) 3通

カ 履歴書(大学所定の書式) 3通

(論文の審査)

第6条 論文の審査は以下によるものとする。

(1) 予備審査

ア 課程博士

予備審査については、各専攻で定める。

[社会学専攻]

博士の学位授与の要件を満たした者は、予備審査を経ずに、論文提出を行う。

[社会学専攻]

論文提出の準備を経て、論文の提出があったときは、研究科委員長は速やかに研究科委員会に諮り、予備審査委員会を設ける。予備審査委員会は、提出された論文が博士論文審査の対象となるかどうかを1ヵ月以内に判断し、研究科委員会に報告しなければならない。予備審査に合格した場合は、明治学院大学学位規程第13条に規定する専門審査委員会を設ける。

イ 論文博士

論文博士の審査を希望する者の論文の提出があったときは、研究科委員長は速やかに研究科委員会に諮り、予備審査委員会を設ける。予備審査委員会は、第5条(2)で提出された書類を検討し、提出された論文が博士論文審査の対象となるかどうかを3ヵ月以内に判断し、研究科委員会に報告しなければならない。

予備審査に合格した場合は、学位規程第13条に規定する専門審査委員会を設ける。

(2) 専門審査委員会の設置

ア 論文の提出があったとき、研究科委員長は、速やかに研究科委員会に諮り、学位規程第13条に規定する専門審査委員会を設ける。

(ア) 専門審査委員は、各専攻教員のなかから主査1名と副査2名を選出する。なお、課程博士においては、主査は指導教員以外の教授とし、副査の1名は指導教員とする。社会学専攻においては、副査の1名を社会学専攻もしくは社会学研究科以外の者

(他の大学院の教員等を含む)に依頼することがある。

(イ) 社会学専攻専攻会議で、必要と認めるときは、前項の委員に加えて、外部評価委員として、社会学専攻もしくは社会学研究科以外の者(他の大学院の教員等を含む)に依頼することがある。

イ 研究科委員長が必要と認めるときは、次項に定める審査期間中であっても、学位規程第13条2項に基づき、研究科委員会の承認を得て、審査委員の変更あるいは追加等を行うことができる。

(3) 審査期間

ア 課程博士

審査期間は、各専攻で定める。

[社会学専攻]

専門審査委員会は、6月末日提出の論文については翌年の1月末日までに、10月末日提出の論文については翌年6月末日までに審査を終了し、その結果は文書をもって研究科委員会に報告する。なお、在学6年度目の10月末日に提出された論文については、翌年2月末日までに審査を終了するものとする。

[社会学専攻]

専門審査委員会は、5月末日提出の論文については翌年の1月末日までに、9月末日提出の論文については翌年6月末日までに審査を終了し、その結果は文書をもって研究科委員会に報告する。なお、在学6年度目の9月末日に提出された論文については、翌年2月末日までに審査を終了するものとする。

イ 論文博士

専門審査委員会は、委員会設置から6ヶ月以内に論文審査を完了し、その結果は文書を持って研究科委員会に報告する。

(4) 審査の手続き

ア 課程博士

審査委員会は、審査期間内に論文提出者に対する論文の修正指導、非公開の口述試問などを適宜実施し、審査を行う。この段階で、提出された論文が学位論文として適切な内容であると判断した場合は、最終試験を実施する。最終試験は公開による口述試問とする。審査委員会は、それらの審査の最終結果を研究科委員会に文書をもって報告する。

イ 論文博士

審査委員会は、審査の結果、提出された論文が学位論文として適切な内容であると判断した場合は、最終試験を実施する。最終試験は公開による口述試問とする。専門審査委員会は、それらの審査の最終結果を研究科委員会に文書をもって報告する。

(5) 審査基準

以下を各専攻の審査基準の指標とする。

[社会学専攻]

(ア) 博士論文に相応しい形式が備わっているか

(イ) 論文題目および英文アブストラクトなどの梗概において研究内容が的確に表現されているか

(ウ) 主題の設定が専門分野の学術的研究として適切であるか

(エ) 問題意識が明確であり、また論文全体を通して一貫しているか

(オ) 論文全体の流れが研究内容に対して適切に構成されているか

(カ) 研究の内容に独自性および高度な専門性があるか

(キ) 研究方法は妥当かつ適切であるか

(ク) 問題提起から研究結果または結論に至るまでの論証プロセスにおいて飛躍や漏れ、欠陥はないか

(ケ) 先行研究や関連研究を十分に踏まえているか

(コ) 術語の創出・用法が適切であるか、また文章表現が博士論文にふさわしい水準に達しているか

(サ) 口述試験における発表と質疑応答の練度が博士の学位にふさわしい水準に達しているか

(シ) 調査研究・事例研究の場合には、研究倫理委員会等の承認を

得ているか

(ス)論文において研究倫理への配慮が十分になされているか

[社会福祉学専攻]

(ア)論文の形式・体裁が適切であるか

(イ)先行研究を的確に踏まえているか

(ウ)研究目的は明確であるか

(エ)社会福祉の理念・政策・実践との関連付けは明確であるか

(オ)研究目的に照らして研究方法は適切であるか

(カ)使用されている概念・用語は適切であるか

(キ)調査の方法・分析が適切で、結果は明確であるか

(ク)論理の展開には一貫性があるか

(ケ)考察および結論には新しい知見および注目すべき独自の価値が含まれているか

(コ)表題は内容を適切に表現しているか

(サ)省略語・単位・数値は正確に表現されているか

(シ)図表の体裁(タイトル・単位・形式)が整っており、また図表は本文の説明と適合しているか

(ス)研究倫理への配慮が十分になされているか

(セ)口述試験における発表および質疑応答は的確であるか

(ソ)論文の内容から、学位審査論文の提出者が独立して研究する能力を十分に有していることが示されているか

(学位授与の議決)

第7条 学位授与の議決は以下によるものとする。

(1)課程博士

学位授与の議決は、各専攻で定める。

[社会学専攻]

研究科委員長は、専門審査委員会の報告を受けた後、原則として、6月末日提出の論文については翌年2月、10月末日提出の論文については翌年7月の研究科委員会に諮り、学位授与についての議決を行うものとする。在学6年度目の10月末日に提出された論文については、翌年2月末日までに学位授与についての議決を行うものとする。

[社会福祉学専攻]

研究科委員長は、専門審査委員会の報告を受けた後、原則として、5月末日提出の論文については翌年2月、9月末日提出の論文については翌年7月の研究科委員会に諮り、学位授与についての議決を行うものとする。在学6年度目の9月末日に提出された論文については、翌年2月末日までに学位授与についての議決を行うものとする。

(2)論文博士

研究科委員長は、専門審査委員会の報告を受けた後、3ヶ月以内に研究科委員会に諮り、学位授与についての議決を行うものとする。

(3)学位授与の議決

学位授与の議決は、学位規程第15条に従い、当該研究科所属の教授の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成をもって可決する。投票は無記名によって行う。

(学位の授与)

第8条 合格者に対する学位の授与は、以下によるものとする。

[社会学専攻]

合格者に対する学位の授与は、原則として、6月末日提出の論文については翌年3月、10月末日提出の論文については翌年9月にこれを行う。在学6年度目の10月末日に提出された論文については、翌年3月に学位の授与を行う。

ただし、論文博士の場合は、審査終了後1年以内に学位授与を行う。

[社会福祉学専攻]

合格者に対する学位の授与は、原則として、5月末日提出の論文については翌年3月、9月末日提出の論文については翌年9月にこれを行う。在学6年度目の9月末日に提出された論文については、翌年3月に学位の授与を行う。

ただし、論文博士の場合は、審査終了後1年以内に学位授与を行う。

(準用)

第9条 この内規に定めのない事項については、学位規程による。

(改廃)

第10条 この内規の改廃は、研究科委員会および大学院委員会の議を経て、大学評議会の承認を得るものとする。

付則

1 1992年1月29日決定・1992年4月1日施行

2 1997年4月1日改正・1997年4月1日施行

3 2002年7月10日改正・2003年4月1日施行

4 2004年3月10日改正・2004年4月1日施行

5 2006年2月18日改正・2006年4月1日施行

6 2009年2月18日改正・2009年2月18日施行

7 2009年6月18日改正・2009年6月18日施行

8 2009年11月18日改正・2009年11月18日施行

9 2011年12月14日改正・2011年12月14日施行

10 2013年1月9日改正・2013年1月9日施行

11 2015年11月11日改正・2015年11月11日施行

12 2016年3月9日改正社会学研究科委員会承認

13 この内規は、2016年6月24日から施行する。なお、この内規は社会学研究科委員会の承認を経て1992年4月1日付で施行された内部規則を条文形式に改め、また現状に則して一部表記を修正したものである。

14 この内規は、2018年4月1日から施行する。(第4条、第5条、第6条)

15 この内規は、2019年4月1日から施行する。(第7条、第8条)

16 この内規は、2022年4月1日から施行する。(第3条第3号の削除、第3条の2の追加、第4条2号、第6条1号2号の変更)なお、この内規は、2016年4月1日付で施行された内部細則の条文を組み込み、一部を修正したものである。この改訂にあわせて「社会学研究科社会学専攻博士論文提出に関する細則」ならびに「社会学研究科社会福祉学専攻博士論文提出に関する細則」を廃止する。

17 この内規は、2024年4月1日から施行する。(第6条第5号の変更)

法学研究科博士学位(論文博士)申請論文審査に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、明治学院大学学位規程(以下「学位規程」)第8条第2項に規定する課程を経ない者の博士学位申請論文につき、法学研究科における学位申請論文の審査手続を定める。

(論文博士の性格等)

第2条 課程を経ない者の博士学位(以下「論文博士」)は、長年にわたる研究の集大成あるいは専門研究として相応しい研究成果を著した者に対して授与するものとする。

2 審査の対象となる著書または論文は、学術書もしくは学術書を構成するに足る論文(以下、両者をあわせて「申請論文」または「論文」とする。

(審査期間等)

第3条 申請論文の提出期限は、その提出予定者の選択により、9月末日または3月末日のいずれかとする。

2 学位を申請しようとする者は、学位規程第9条1項および第10条1項所定の必要書類および審査手続料を、研究科委員長を経て学長に提出しなければならない。

3 9月末日提出の論文については翌年2月末日までに、3月末日提出の論文については同年8月末日までに審査を終了しなければならない。ただし、事情によって学位申請(論文提出)から学位授与までの期間が1年を超えない範囲で、審査期間を延長することができる。

(審査委員会の設置)

第4条 研究科委員会に審査委員会を設置する。審査委員会は、専門性を考慮の上、主査および副査2名の3名によって構成する。の中には他大学の教員を含めることができる。

2 審査委員会は、論文の審査および口述試験を行い、その結果を文書をもって研究科委員会に報告する。

(学位の審査等)

第5条 学位の審査は、提出された論文を中心として、これに関連のある学術について行い、あわせて口述試験を実施する。

2 口述試験は、9月末日提出の論文については翌年の2月末日までに、3月末日提出の論文については同年8月末日までに実施するものとする。ただし、事情によってこれを延期することができる。

(審査結果報告書の作成)

第6条 学位申請論文の写しを受け取ってから5ヶ月以内に、第2回の審査委員会を開催し、主査を中心として作成した審査結果報告書(案)を検討し、合意が得られた場合には、主査が、その概要を研究科委員会に報告する。

2 審査結果報告書(案)の作成に際しては、博士論文として以下の各号に規定する形式基準および実質基準を満たしているかどうかを検討しなければならない。

(1)形式基準

ア 論文の概要が和文と英文の両方で添付されていること。

イ 論文の容量が十分な量を持つこと。

ウ 論文の目次について、問題の提起、本論、結論の形式を踏まえていること。

エ 文献の引用が、適式な引用形式を踏まえていること。

(2)実質基準

ア 論文が先行業績(主要な学説(内外の文献も含む)、判例等)を踏まえたものとなっていること。

イ 先行業績は、論文のテーマについて、どのような考え方をしてきたのかを、外国文献、判例等を含む新しい資料、または、新しい問題意識に基づいて明らかにしていること。

ウ 論文の構成・構造が問題の解決に適していること。

エ 著者の意図が十分実現されていること、および、問題提起の問いに、結論が、その答えを示すものとなっていること。

オ 論文が学界に貢献するものとなっていること。すなわち、従来の定説をくつがえすものであるか、または、よりよい説明をもたらすものとなっていること。

カ 論文の内容から、学位申請論文の提出者が、独立して研究する能力を十分に有していることが示されていること。

(審査結果報告と合否の決定)

第7条 審査委員会が作成した審査結果報告書は、研究科委員長に提出され、法学研究科委員会において、審査結果報告に基づいて合否を決定する。

2 論文博士審査の合否は、研究科委員会の出席委員の投票によって決定する。合格するためには、3分の2以上の賛成多数を必要とする。

(準用)

第8条 この内規に定めのない事項については、学位規程による。

(内規の改廃)

第9条 この内規の改廃は、研究科委員会および大学院委員会の議を経て、大学評議会の承認を得るものとする。

付則

1 この内規は、2016年6月24日から施行する。

2 この内規は、2017年4月1日から施行する。(第7条2項を追加)

国際学研究科博士学位(論文博士)申請論文審査に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、明治学院大学国際学研究科の博士後期課程を修了しないで、同研究科に学位請求論文を提出し、学位を請求する際の資格、条件、論文審査、学位授与決定のために必要な事項を定めることを目的とする。(以下、この場合の学位を「論文博士」と略称する)

なお、当研究科の博士後期課程満期退学者が、退学後5年以上経過して再入学せず学位を請求する場合についても本内規を準用する。

(学位「論文博士」授与の根拠)

第2条 明治学院大学学位規程第8条2項「前項に定める者のほか、博士の学位は、本学の定めるところにより、大学院のおこなう博士論文の審査に合格し、かつ大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与できる。」

(学力の確認)

第3条 前記第8条2項にいう「学力の確認」は、明治学院大学学位規程第12条によるものとする。「学力の確認は、筆答または、口答によるものとする。学力の確認は、専攻学術に関し博士課程を終えて、学位を授与されるものと同等以上の学識を有し、かつ、研究を指導する能力を有するか否かについておこなう。この場合、外国語については、原則として2種類を課するものとする。」(明治学院大学学位規程第12条)

(申請条件)

第4条 申請条件は第2条および第3条を満たし、且つ以下の要件を満たすものとする。

(1)2点以上の査読誌等への既発表論文と博士号申請論文1点の計3点か、審査請求時点から2年以内に出版された単著1冊

(2)国際学研究科に、提出された論文の研究分野に通じ、論文の審査が可能な2人以上の専任教員がいること。

(審査料)

第5条 審査料は、明治学院大学学位規程10条3項によるものとする。

(審査)

第6条 審査請求が研究科において承認された場合の審査は、明治学院大学学位規程9条～24条、および「明治学院大学国際学研究科博士学位(課程博士)論文審査に関する内規」に従っておこなう。

(学位授与の決議)

第7条 学位授与の決議は、明治学院大学学位規程第14条によるものとする。

(準用)

第8条 この内規に定めのない事項については、明治学院大学大学院学則および明治学院大学学位規程による。

(改廃)

第9条 この内規の改廃は、研究科委員会および大学院委員会の議を経て、大学評議会の承認を得るものとする。

付則

1 この内規は、「明治学院大学国際学研究科学位(論文博士)授与内規」(2004年7月31日研究科委員会承認)を条文形式に改めたものである。

2 この内規は、2016年6月24日から施行する。

心理学研究科博士学位(論文博士)申請論文審査に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、明治学院大学大学院学則及び明治学院大学学位規程に基づき、心理学研究科博士後期課程修了者と同等以上の学力を有する者が提出した学位申請論文に学位(博士(心理学))を授与するにあたり、必要事項を定めるものとする。

2 論文博士の学位は、博士後期課程修了者と同等以上の学力および識見があり、かつ心理学領域における研究者としてふさわしい研究成果を著した者に対して授与する。

(学位授与の議決)

第2条 学位授与の議決は、心理学研究科委員会において行う。学位の授与には心理学研究科所属の教授の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(提出資格要件)

第3条 博士学位申請論文を提出する者は以下の2つの要件を満たさなければならない。

(1)博士学位申請論文に関連した、心理学の研究法を用いた実証的な論文であり、かつ学会誌・学術誌(紀要を除く)の審査を経た単著もしくは連名の場合は第一著者の論文が2編以上あること。

(2)予備審査のための「博士論文計画書」提出後、心理学研究科委員会において、博士学位申請論文提出を可と判断された者。

(手続き)

第4条 博士学位申請論文を提出しようとする者は、博士後期課程研究指導担当教授に論文指導を依頼し同意を得た上で(以下、その教授を「引き受け教授」という)、提出期限の半年前までに、予備審査のための「博士論文計画書」を心理学研究科委員長に対して提出しなければならない。

2 博士論文計画書の提出があったときは、研究科委員長は研究科委員会の議を経て、博士論文の審査手続を開始することについて、大学院委員会において報告する。

3 引き受け教授は、主担当教員となる。

4 予備審査のための博士論文計画書提出後の手続き等については、課程博士の審査に準じて行う。

(予備審査のための担当教員グループ)

第5条 担当教員グループは、引き受け教授を含む心理学研究科所属の教授または准教授3名以上によって構成する。担当教員グループの選出は、心理学研究科委員会において行う。

(博士学位申請論文提出期限)

第6条 予備審査を通過した博士学位申請論文の提出期限は別途通知する。

(審査期間)

第7条 博士学位申請論文の提出後、12か月以内に審査を終了する。

(審査委員会)

第8条 主担当教員(教授)および心理学研究科所属の教授2名(計3名)を基本に、必要に応じて本研究科所属の教授または教授以外の者若干名を委嘱することができる。審査委員には担当教員グループ以外の教授(学外者も可)若干名を加えることができる。ただし学外者については、教授もしくは教授相当の研究業績を有する者とする。審査委員の選出は、心理学研究科委員会において行う。

2 審査委員会は、博士学位申請論文の審査及び口述試験を行い、結果を心理学研究科委員会に報告する。

(審査基準)

第9条 審査にあたっては、以下の点を審査基準として総合的に判断し、100点満点で採点する。

(1)研究課題が適切に設定され、明確に説明されていること。

(2)研究課題に関連した国内外の先行研究が、幅広く適切に検討されていること。

(3)研究方法や分析方法が適切であること。

(4)論文構成が的確であり、論理的整合性、一貫性、及び説得力があること。

(5)当該分野・領域の研究に貢献しうる学術的な独創性をもち、高い社会貢献が期待できること。

(6)学術研究における倫理上の問題が適切に配慮されていること。

(改廃)

第10条 この内規の改廃は、心理学研究科委員会および大学院委員会の議を経て、大学評議会の承認を得るものとする。

付則

1 本内規は、2014年1月15日より施行する。

2 この内規は、2016年6月24日から施行する。なお、この内規は、心理学研究科委員会の承認を経て2014年1月15日付で施行された内部規則を条文形式に改め、また現状に則して一部表記を修正したものである。

3 この内規は、2022年4月1日から施行する。(規程名称の変更、旧第6条から第8条の入れ替え、第9条の追加、旧第9条の繰り下げ)

明治学院大学学位規程

(目的)

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)および明治学院大学学則、明治学院大学大学院学則により、明治学院大学(以下「本学」という。)が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は学士、修士および博士とする。

2 学位記には、適切な専攻分野の名称を別表により付記するものとする。

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、大学を卒業した者に授与するものとする。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位は、大学院の修士課程および博士前期課程を修了した者に授与するものとする。

(修士学位申請論文の提出)

第5条 修士課程および博士前期課程の学位論文を提出する者は、同課程に1年半以上在学し、所定の単位を16単位以上修得していなければならない。

ただし、社会学研究科社会福祉学専攻前期課程における、3年制コース適用者にあつては、前期課程在籍2年目の履修登録時に「研究課題修了報告書」または「修士論文」のいずれかを選択しなければならない。また、法と経営学研究科法と経営学専攻修士課程においては、修士課程在籍2年目の履修登録時に「特定課題研究成果報告書」または「修士論文」のいずれかを選択しなければならない。

2 学位論文を提出しようとするときは、論文の題目、研究内容について、あらかじめ指導教授の承認を受けなければならない。

3 論文題目の届出および論文の提出期限は、学歴にしたがい、期限に遅れた論文は受理しない。

(修士論文審査基準)

第5条の2 論文の審査基準としては、専攻分野における研究能力を示すような研究テーマの妥当性、問題意識の明確さ、発想の独自性、探求の深さ、方法の適切性、論旨展開の説得力、問題提起と結論の整合性、文献への参照度、文章の表現力、口頭での発表能力、などを総合的に評価する。また、基準の詳細は研究科委員会において定める。

(修士論文審査委員)

第6条 修士課程および博士前期課程の学位論文を受理したときは、研究科委員会の議を経て、主査および副査を選び審査する。

2 主査は、当該専攻課程の教員から選び、副査は、当該専攻課程の教員のうちから1名以上を選ぶものとする。

3 論文の成績は、100点満点とし、主査および副査の採点の平均60点以上を合格とする。

(修士課程および博士前期課程最終試験)

第7条 修士課程および博士前期課程の最終試験は、学位論文を中心とし、これに関連する授業科目について口頭試問により行う。

2 最終試験は、学位論文を審査した教員が行う。ただし、やむを得ない理由があるときは、研究科委員会の議を経て変更する。

3 前項の試験には、研究科委員会の議を経て、学位論文に関連のある授業科目を担当する教員を加えることができる。

4 最終試験の成績は、合格、不合格の評語をもってあらわす。

5 最終試験の期日は、あらかじめ公示する。

(博士の学位授与の要件)

第8条 博士の学位は、大学院の博士課程を修了した者に授与するものとする。

2 前項に定める者のほか、博士の学位は、本学の定めるところにより、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与することができる。

(課程による者の博士学位申請論文の提出)

第9条 本学大学院において、所定の課程を終えて、博士の学位を受けようとする者は、論文審査願に論文目録、論文要旨および履歴書各1通を添え、当該研究科を経て、学長に提出するものとする。学位論文は1編とし、3通を提出しなければならない。

2 前項に規定する学位申請論文は、博士後期課程にあつては、原則として、博士後期課程入学時から起算して在学年数5年以内に提出するものとするが、研究科が認めた場合はこの限りではない。ただし、博士課程を最短修業年限以上在学して、所定の単位を修得または必要な研究指導を受けたのみで退学した者が、学位論文を提出しようとするときは、再入学をしなければならない。

(課程を経ない者の博士学位申請論文の提出および審査手数料)

第10条 第8条第2項により博士の学位を請求しようとする者は、前条第1項に掲げる書類のほかに所定の学位申請書および審査手数料を添え、関係研究科を経て、学長に提出しなければならない。

2 本学大学院の博士課程を最短修業年限以上在学して所定の単位を修得または必要な研究指導を受けたのみで退学した者が、再入学せず論文を提出しようとするときは、前項の規定によるものとする。ただし、退学したときから5年以内に提出する場合にかぎり、審査手数料を免除する。

3 前各項に基づく博士学位を申請する者に対する審査手数料は次の各号による。

(1) 本学の大学院博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得または必要な研究指導を受け退学した者が退学後5年を経て論文を提出する場合 100,000 円

(2) 本学の大学院博士後期課程を経ない者が論文を提出する場合 200,000 円

(3) 本学の専任教職員が論文を提出する場合 100,000 円

4 既納の審査手数料は、返還しない。

(博士論文の受理、審査の付託)

第11条 学長は、論文を受理したときは、大学院研究科委員会にその審査を付託するものとする。

(課程を経ない者の学力の確認)

第12条 第8条第2項の学力の確認は、筆答または口答によるものとする。学力の確認は、専攻学術に関し博士課程を終えて、学位を授与されるものと同等以上の学識を有し、かつ、研究を指導する能力を有するか否かについて行う。この場合、外国語については、原則として2種類を課するものとする。

2 第10条第2項により、退学した者が退学した日から5年以内に論文を提出したときは、前項の学力の確認を免除することができる。

(論文の審査および最終試験)

第13条 研究科委員会は、審査に付された論文について、研究科所属の教授の中から、3名の専門審査委員を定め、論文の審査および最終試験を行う。

2 研究科委員会で、必要があると認めたときは、前項の委員を増し、または審査の一部を当該研究科所属の教授以外の者(他の大学院または研究所等の教員等を含む)に委嘱することができる。

(博士学位論文審査基準)

第13条の2 論文の審査基準としては、独立した研究者として成果を発表できるような、研究テーマの妥当性、問題意識の明確さ、発想の独自性、探求の深さ、方法の適切性、論旨展開の説得力、問題提起と結論の整合性、文献への参照度、文章の表現力、口頭での発表能力、などを総合的に評価する。また、基準の詳細は研究科委員会において定める。

(審査結果の報告)

第14条 専門審査委員は、論文の審査および最終試験が終わったときは、その結果を研究科委員会に文書をもって報告するものとする。

(学位授与の議決)

第15条 学位授与の議決は、当該研究科所属の教授の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

2 研究科委員会が前項の決定を行ったときは、その議決の文書をもって、学長に報告しなければならない。

(審査の期間)

第16条 論文の審査および最終試験は、論文を受理してから、1年以内に終了するものとする。ただし、明治学院大学大学院学則第37条に定められた最長在学期間を超えないものとする。

(学位の授与)

第17条 学長は、第15条第2項の報告にもとづき、学位を授与できると認めた者に対し、学位記を授与し、学位を授与できない者に対しては、その旨本人に通知する。

(論文要旨等の公表)

第18条 本学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3ヵ月以内に、当該博士の授与に係る論文の内容の要旨および論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位授与の報告)

第19条 学長は、博士の学位を授与したときは、大学院委員会に報告し、かつ、当該博士の学位を授与した日から3ヵ月以内に、所定の学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(博士学位論文の公表)

第20条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該博士の学位・授与に係る論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前2項により論文を公表する場合には、本学の協力を得て、インターネットの利用(原則として機関リポジトリ)により行うものとする。

(学位の名称の使用)

第21条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは「明治学院大学」と付記しなければならない。

(学位授与の取消し)

第22条 本学において学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実があったとき、または学位の名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、学士にあつては当該学部教授会、修士、博士にあつては大学院委員会の議を経て、すでに与えた学位を取消し、学位記を返納させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 学部教授会または大学院委員会において前項の決定を行うには、構成員の3分の2以上が出席し、出席者の4分の3以上の賛成があることを必要とする。

(学位記等の様式)

第23条 学位記および学位申請関係書類の様式は、別にこれを定める。

(規程の改廃)

第24条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て常務理事会の承認を得るものとする。

付則

この規程は、昭和39年4月1日からこれを施行する。

(中略)

2005年4月1日一部改正施行(様式8)

付則

2007年4月1日一部改正施行(修士課程を博士前期課程へ)

付則

2008年4月1日一部改正施行(第5条及び別表)

付則

2010年4月1日一部改正施行(論文審査基準追加)

付則

2013年4月1日一部改正施行(第9条、第16条、第18条、第20条論文要旨、博士学位論文インターネット公表、様式6、様式7備考3)

付則

2016年4月1日一部改正施行(第4条、第5条1項、第6条1項、第7条1項、別表の変更)

付則

この規程は、2017年4月1日から施行する。(第2条、第7条、別表、様式2-2、法科大学院廃止による削除)

付則

この規程は、2017年5月12日から施行する。(第2条文言修正、第24条改廃手続きの変更、別表経営学専攻博士前期課程廃止による削除)

付則

この規程は、2018年4月1日から施行する。(第5条および様式2 文言修正)

別表 専攻分野の名称

学 士	修 士	博 士
英文学 フランス文学 芸術学 経済学 経営学 国際経営学 社会学 社会福祉学 法学 政治学 国際学 心理学 教育発達学	英文学 フランス文学 芸術学 経済学 社会学 社会福祉学 国際学 心理学 教育発達学 法と経営学	英文学 フランス文学 芸術学 経済学 経営学 社会学 社会福祉学 法学 国際学 心理学

I 第23条に定める学位記の様式

(様式1)

卒業証書・学位記

印

氏 名

本学〇〇学部〇〇学科所定の課程を修めたことを認める

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

明治学院大学〇〇学部長 氏 名

印

本学〇〇学部長の認定により本学を卒業したことを認め学士(〇〇)の学位を授与する

明治学院大学長 氏 名

印

(様式2)

院修(博)第 号

学位記

印

氏 名

右は本学大学院 研究科 年 月 日生

専攻の修士(博士前期) (博士後期) 課程において所定の単位を修得し学位論文の審査および最終試験に合格したので修(博)士(〇〇)の学位を授与する

年 月 日

明治学院大学長

印

(様式3)

院博第 号

学位記

印

氏 名

右は本大学に学位論文を提出し所定の審査および試験に合格したので博士(〇〇)の学位を授与する

年 月 日生

年 月 日

明治学院大学長

印

Ⅱ 第23条に定める学位申請関係書類の様式

(様式4-2)

博 士 論 文 審 査 願	
明治学院大学学位規程第10条の規定により，論文に その目録，要旨，履歴書および学位申請書を添え，博 士(〇〇学)の学位授与の審査をお願いいたします。	
年 月 日	
氏名	印
明治学院大学長	
殿	

用紙規格…A4 判

(様式5-2)

学 位 申 請 書	
明治学院大学学位規程第 10 条第 2 項の規定により， 博士(〇〇学)の学位授与を申請いたします。	
年 月 日	
氏名	印
明治学院大学長	
殿	

用紙規格…A4 判

(様式5)

学 位 申 請 書	
明治学院大学学位規程第 10 条第 1 項の規定により， 論文審査料 万円を添え，博士(〇〇学)の学位授 与を申請いたします。	
年 月 日	
氏名	印
明治学院大学長	
殿	

用紙規格…A4 判

(様式6)

論 文 目 録	
論文	
1. 題 目 (和文)	
(英文)	
2. 部 数	
3. 印刷公表の方法および時期(既に公表済の場合)	
年 月 日	
氏名	印

用紙規格…A4 判

(様式7)

履 歴 書			
ふりがな (ローマ字)			
氏 名		(性別)	
生年月日			
本 籍			
現 住 所			
学歴			
	年	月	日
	年	月	日
研究歴			
	年	月	日
	年	月	日
職歴			
	年	月	日
	年	月	日
上記のとおり相違ありません。			
		年	月 日
	氏名		㊟

用紙規格…A4 判

- 備考
1. 学歴は、旧制中学校または新制の高等学校入学以降を記載すること。
 2. 本大学博士課程を経た者は、その単位取得証明書を添付すること。
 3. 所定様式に記入しきれない場合は、ワープロソフトで作成した履歴書に代えて提出することができる。